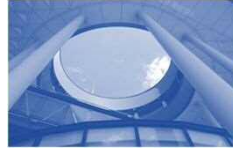


令和2年度

要覧



かごしま県民大学中央センター



892-0816

鹿児島市山下町14番50号

かごしま県民交流センター内

TEL 学習推進係 099-221-6604

学習情報係 099-221-6606

FAX 学習推進係 099-221-6640

学習情報係 099-221-6642

目 次

I	沿 革	1
1	設置目的		
2	沿 革		
II	運 営 方 針	2
III	組 織 及 び 事 務 分 掌	2
1	組 織		
2	事 務 分 掌		
IV	事 業 概 要	4
1	調査・研究		
2	学習機会の提供及び人材育成		
3	学習情報の提供		
4	年間行事計画		
V	施設利用状況（令和元年度）	14
〈関係資料〉			
	かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例	15

I 沿革

1 設置目的

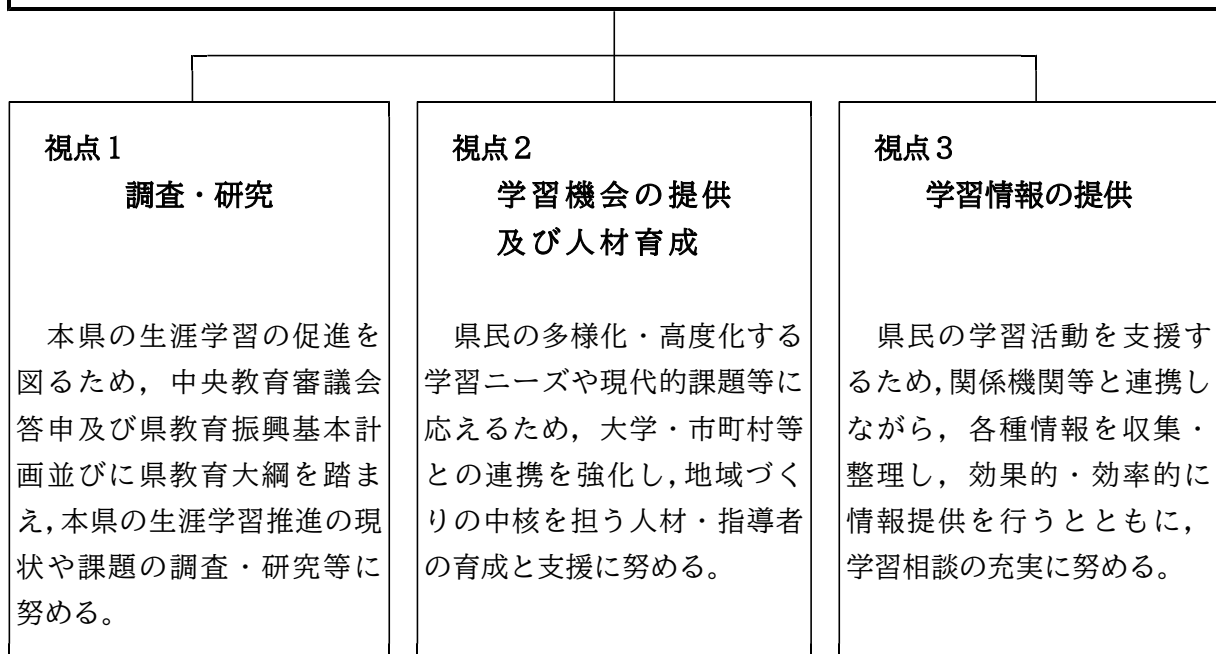
かごしま県民交流センターに県民の生涯学習の促進及び視聴覚教育の振興のための中核的な施設として「かごしま県民大学中央センター」を設置する。

2 沿革

平成11年3月	かごしま県民交流センター基本設計
平成12年3月	かごしま県民交流センター実施設計
平成12年7月21日	かごしま県民交流センター起工式
平成14年10月15日	かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例公布
平成15年3月25日	かごしま県民交流センター竣工
平成15年4月1日	「かごしま県民大学中央センター」の発足
〃	初代 田中 孝一 所長 着任
平成15年4月22日	かごしま県民交流センター開館
平成15年5月17日	オープン記念「生涯学習県民フェア」の開催
平成16年2月3日	鹿児島県視聴覚教育連盟創立50周年記念式典
平成16年4月1日	二代 小園 和年 所長 着任
平成16年5月30日	開館1周年記念「特別講演会」の開催
平成16年7月27日	平成16年度「かごしま県民大学推進協議会」の開催
平成16年11月12日	第16回「鹿児島県生涯学習県民フェア」の開催(末吉町)
平成17年4月1日	かごしま県民大学連携講座(大学等)の開始
平成17年7月22日	平成17年度「かごしま県民大学推進協議会」の開催
平成18年1月20日	第17回「鹿児島県生涯学習県民フェア」の開催(南さつま市)
平成18年7月19日	平成18年度「かごしま県民大学推進協議会」の開催
平成19年4月1日	三代 原之園 政治 所長 着任
平成19年7月19日	平成19年度「かごしま県民大学推進協議会」の開催
平成20年4月1日	かごしま県民大学連携講座(鹿児島市教委)の開始
平成20年7月15日	平成20年度「かごしま県民大学推進協議会」の開催
平成21年4月1日	四代 海江田 修誠 所長 着任
平成21年7月16日	平成21年度「かごしま県民大学推進協議会」の開催
平成22年4月1日	五代 橋口 紀文 所長 着任
平成22年7月15日	平成22年度「かごしま県民大学推進協議会」の開催
平成23年9月6日	平成23年度「かごしま県民大学推進協議会」の開催
平成24年4月1日	六代 今和泉 俊幸 所長 着任
平成24年8月8日	平成24年度「かごしま県民大学推進協議会」の開催
平成25年4月1日	七代 北之園 千春 所長 着任
平成25年8月8日	平成25年度「かごしま県民大学推進協議会」の開催
平成26年4月1日	八代 諏訪原 裕子 所長 着任
平成26年8月8日	平成26年度「かごしま県民大学推進協議会」の開催
平成27年7月24日	平成27年度「かごしま県民大学推進協議会」の開催
平成28年4月1日	九代 六笠 登由 所長 着任
平成28年8月9日	平成28年度「かごしま県民大学推進協議会」の開催
平成29年4月1日	十代 大山 涼子 所長 着任
平成29年7月27日	平成29年度「かごしま県民大学推進協議会」の開催
平成30年7月26日	平成30年度「かごしま県民大学推進協議会」の開催
令和元年9月13日	「かごしま県民大学推進協議会」の廃止
令和2年4月1日	十一代 青谷 有美代 所長 着任

II 運営方針

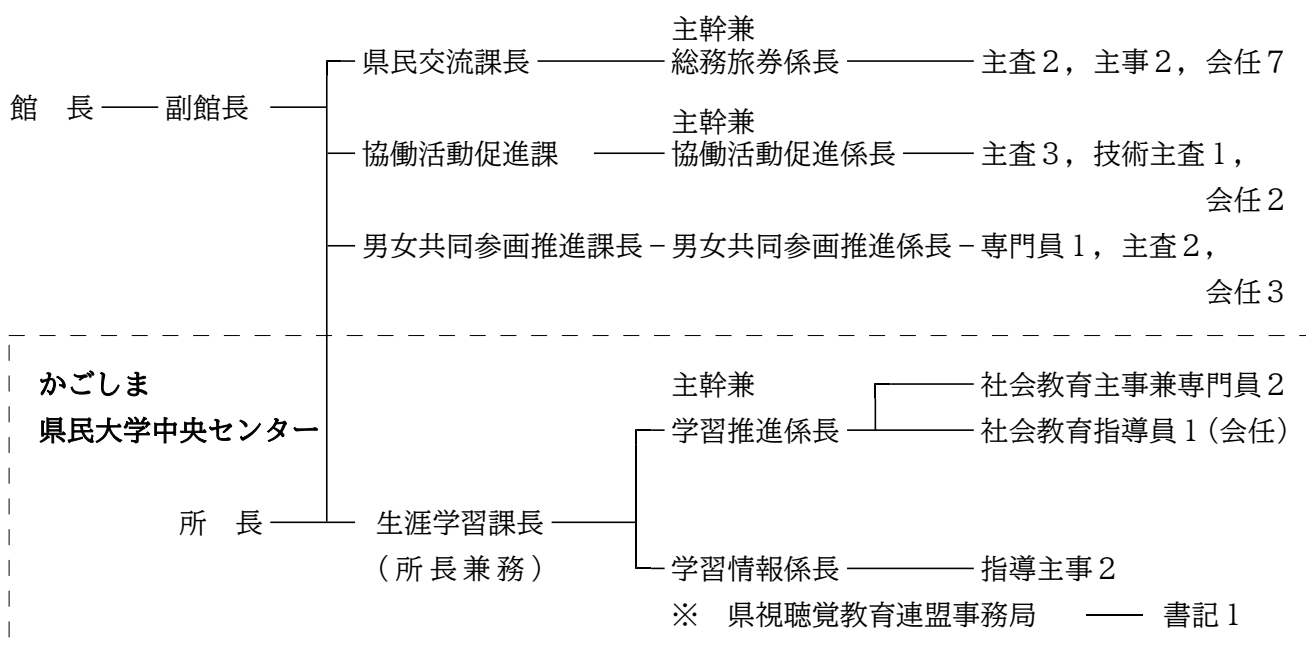
本県の生涯学習推進のための中核施設として、県下全域を生涯学習のキャンパスとする「かごしま県民大学」構想の充実を図るため、市町村・大学・NPO等との連携を強化しながら、調査・研究、学習機会の提供及び指導者育成、学習情報の提供等を行う。



III 組織及び事務分掌

1 組織

(かごしま県民交流センター)



※会任…会計年度任用職員 (旧非常勤職員)

2 事務分掌

職 名	氏 名	事 務 分 掌
所 長 兼 生涯学習課長	青谷 有美代	・センターの総括
主 幹 兼 学習推進係長	諏訪 瑞枝	・係事務の総括 ・かごしま県民大学中央センターの推進計画に関する事 ・勤務に関する事 ・予算及び庶務に関する事
社会教育主事 兼 専 門 員	満田 忠	・かごしま県民大学中央センター大学等連携懇談会に関する 事 ・かごしま青年塾に関する事 ・かごしま県民大学連携講座（とことんまなぶー講座）に 関する事 ・生涯学習に関する普及啓発及び広報に関する事 ・生涯学習に関する企画・調査・研究に関する事
社会教育主事 兼 専 門 員	長野 素子	・生涯学習県民大学講座に関する事 ・かごしま県民大学連携講座（とことんまなぶー講座以外実 施分）に関する事 ・生涯学習の情報提供及び収集に関する事 ・生涯学習に関する企画・調査・研究に関する事
社 会 教 育 指 導 員	山元 秀隆	・生涯学習情報提供及び収集に関する事 ・生涯学習の普及啓発及び広報に関する事 ・生涯学習相談に関する事 ・各業務の補助
学習情報係長	弓指 修	・係事務の総括 ・教育メディアの利用促進の計画・推進に関する事 ・関係機関・団体との連携に関する事 ・予算及び庶務に関する事
指 導 主 事	野浦 知生	・教育メディア研修講座の企画・運営・指導に関する事 ・アジア国際子ども映画祭参加作品選定事業に関する事 ・視聴覚サービス・視聴覚ライブラリーに関する事 ・情報提供システムに関する事 ・来所研修・相談，職員研修に関する事
指 導 主 事	坂元 一善	・市町村等メディア研修支援に関する事 ・調査研究に関する事 ・情報管理に関する事 ・広報・掲示に関する事

IV 事業概要

1 調査・研究

(1) 生涯学習に関する調査・研究

県の生涯学習の中核機関として、県民の学習ニーズに応じた鹿児島らしい事業を充実し開発するために、調査研究を進める。

- ・鹿児島県の社会教育・生涯学習現状調査
- ・県民の学習ニーズに関する調査研究
- ・学習歴活用環境づくり

(2) かがしま県民大学中央センター大学等連携懇談会

大学等（高等教育機関）の知の財産を活用したさらなる生涯学習の振興を図るために、県内の大学等に呼びかけて、かがしま県民大学中央センター大学等連携懇談会を開催し、県と大学等の共催による講座等の開催や、当センター主催事業への参画などについて幅広く情報交換を行う。

- ・懇談会：11月開催予定

2 学習機会の提供及び人材育成

(1) 生涯学習県民大学講座

県民の多様化・高度化する生涯学習ニーズに応えるため、大学等と連携して、現代的課題等をテーマにした学習機会の提供を図る。

内 容	主に現代的課題の解決に資する内容（開催を希望する市町村が抱える課題）等
講座数	26講座
会 場	10市町 鹿児島市（かごしま県民交流センター）、枕崎市、指宿市、薩摩川内市、さつま町、錦江町、西之表市、屋久島町、徳之島町、知名町
対 象	県民
定 員	各会場30人程度

(2) メディア研修

メディア研修講座の実施により、県内市町村等におけるメディア研修の充実及び視聴覚教材の利用促進を図る。

① 市町村等社会教育・生涯学習関係者対象の研修講座 [3 講座]

講座名	期日	会場
教育メディア担当者研修会	8/21	かごしま県民交流センター
タブレット・スマホで情報発信	8/21	
社会教育主事等研修会	7/ 8~10	

② かごしま県民大学連携講座（とことんまなぶー講座）の支援 [2 講座]

講座名	期日	会場
メディア教育セミナー★	8/7	かごしま県民交流センター (★…かごしま県民大学連携講座の再掲)
県放送教育・情報教育研究セミナー★	2/5	

(3) 市町村等メディア研修支援

市町村等が実施する情報機器活用等に関する研修へ職員を派遣し、市町村等における教育メディア活用の促進と教育的課題の解決を図る。

内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・情報モラル・情報セキュリティに関する研修 ・映像活用（ビデオ撮影・編集、デジタルカメラ撮影・編集）に関する研修 ・教育メディア活用に関する研修 ・鹿児島大学とのプログラミング親子セミナー
会 場	市町村等
期 間	随時

(4) かがしま青年塾

明治維新150周年を契機に、今後、様々な分野において地域社会をリードする人材を育成するため、本県の教育的風土や伝統を生かした「かがしま青年塾」を実施する。

内 容	・ 県外講師による講演 ・ コミュニケーションを深める宿泊研修 ・ ファシリテーション等に関する研修 等	・ 県内企業等での現地研修 ・ 県内若手リーダー等との交流会
期 日	令和2年7月～12月（月1回程度／原則、日曜日の実施）	
会 場	かがしま県民交流センター 県立南薩少年自然の家 ほか	
対 象	概ね18歳から45歳程度の学生・社会人で、原則毎回参加できる県内在住の方	
定 員	30人程度	

(5) かがしま県民大学連携講座

県民の多様化・高度化する生涯学習ニーズに応えるため、大学等などの教育機関、市町村等の公的機関、民間の団体等と連携して公開講座等を実施する。

① とことんまなぶ一講座（かがしま県民交流センターで実施する講座）[13団体 13講座]

大学・短期大学・高等専門学校	[7団体 7講座・22回]
・ 鹿児島大学病院 …… 1 講座・ 1 回	・ 鹿児島純心女子短期大学 …… 1 講座・ 5 回
・ 鹿屋体育大学 …… 1 講座・ 3 回	・ 放送大学鹿児島学習センター 1 講座・ 4 回
・ 鹿児島国際大学 …… 1 講座・ 1 回	・ 鹿児島工業高等専門学校 …… 1 講座・ 3 回
・ 第一工業大学 …… 1 講座・ 5 回	
民間教育機関	[2団体 2講座・2回]
・ 鹿児島県マルチメディア教育研究会 …… 1 講座・ 1 回	
・ 鹿児島県視聴覚教育研究協議会 …… 1 講座・ 1 回	
NPO法人	[1団体 1講座・3回]
・ NPO法人 global …… 1 講座・ 3 回	
自主グループ等	[3団体 3講座・15回]
・ ゴッタン成音会 …… 1 講座・ 5 回	
・ 韻天流天吹塾 …… 1 講座・ 5 回	
・ 人材育成修了者による講座 …… 1 講座・ 5 回	

② 各大学等における公開講座等

各大学等が各大学等において実施する講座（→学習情報の提供）

(6) 来所研修

① 教育メディアに関する研究支援

内 容	教育メディアに関する研究テーマをもったグループ・団体・個人の来所による研修
会 場	かがしま県民交流センター
対 象	原則として当センターの講座受講者で、学校教育及び社会教育関係者
期 間	随時（電話・文書等による相談にも対応）

② 自主グループの学習支援

内 容	当センターの視聴覚教育施設・設備等を利用した自主学習の支援
会 場	かごしま県民交流センター
対 象	当センターの講座受講者を中心に活動しているグループ
期 間	各グループとの調整（調整会〈年2回〉による）

3 学習情報の提供

(1) 学習情報の集約・提供

「生涯学習だよりの発行」(奇数月発行 年6回)

- ・事業の実施状況など、かごしま県民大学中央センターの取組を紹介

「生涯学習講座情報」の発行(実施月に合わせて発行 年10回程度)

- ・実施講座等の告知・紹介

「生涯学習講座案内」の発行(年1回) 6月

- ・かごしま県民大学連携講座(とことまなぶ一講座+各大学等における公開講座)やかごしま文化ゾーン施設が実施する各種講座、県内市町村が実施する講座等の紹介

(2) 学習成果の展示

生涯学習ふれあい展示(年3回・2週間程度) 6月, 12月, 2月 14団体

- ・県, 市町村等の作品や各地域で生涯学習に取り組んでいる団体・個人の作品展示
- ・教育機関などの活動状況等の紹介

(3) 生涯学習資料の展示

県内の生涯学習に関する情報の提供

- ・県, 市町村, 民間教育機関, 企業, NPO等の生涯学習に関する情報(ちらし・パンフレット等)の提供及び展示

(4) 情報システムによる情報提供

① 指導者・講師情報, 映像教材の活用事例

- ・指導者や講師の情報, 県や地域視聴覚ライブラリー等が保有する映像教材の活用事例の収集及び情報提供

② その他の情報

- ・「かごしま県民交流センター情報システム」の生涯学習に係るWebページの追加・更新
- ・生涯学習に関する「情報データベース」の更新及び活用のための広報周知

(5) 視聴覚サービス

① 映像教材の貸出

学校教育・社会教育の関係機関・団体等における学習を支援するためのビデオやDVD等の映像教材の貸出

- ・貸出は「県視聴覚ライブラリー教材貸出要項」による。「視聴覚ライブラリー予約管理システム」及び「LiCS-Re」により, 教材管理及び貸出業務の効率化を図る。
- ・地域に関する郷土教材の収集を行い, 県視聴覚ライブラリー等による提供に努める。

② 県視聴覚教育連盟の運営

県視聴覚教育連盟の事務局として、映像教材の整備・貸出，県自作視聴覚教材コンクールの事業を行う。

③ その他の機関・団体との連携

県教育庁社会教育課，市町村教育委員会，地域視聴覚ライブラリー等と連携して，本県における教育メディアの利用促進を図る。

(6) 生涯学習相談窓口の開設（社会教育指導員〔会計年度任用職員〕1人配置）

生涯学習相談窓口を設置して，県民の来所相談，電話等による相談にあたる。

・県内の生涯学習講座の開設状況や講座内容，学習サークルの育成・支援に関する相談等

(7) 「かごしま県民大学『学びの手帳』」推進事業

県民交流センターや市町村等が主催する各種講座の受講を記録するための「学びの手帳」の発行（年齢不問，無料）。修得単位に応じて賞状を授与。

(8) アジア国際子ども映画祭参加作品選定事業

アジア国際子ども映画祭九州ブロック事務局として，子供たちが自ら制作した3分間の映像作品を募集し出品作品の選定を行う。

4 年間行事予定

4月		5月		6月	
日付	行事	日付	行事	日付	行事
1 水		1 金		1 月	休館日
2 木		2 土		2 火	
3 金	県視連会計監査 自主グループ説明会	3 日	憲法記念日	3 水	
4 土		4 月	みどりの日	4 木	
5 日		5 火	こどもの日	5 金	
6 月	休館日	6 水	振替休日	6 土	
7 火		7 木	休館日	7 日	県民大学講座（徳之島町①）
8 水		8 金		8 月	休館日
9 木		9 土		9 火	ふれあい展示・設営日
10 金		10 日		10 水	ふれあい展示 (10日～21日) [連携]天吹
11 土		11 月	休館日	11 木	
12 日		12 火		12 金	
13 月	休館日	13 水		13 土	
14 火	県視連理事会・常任委員会	14 木		14 日	[連携]ゴッタン
15 水		15 金		15 月	休館日
16 木		16 土		16 火	
17 金		17 日		17 水	
18 土	[連携]修了生講座	18 月	休館日	18 木	
19 日		19 火		19 金	
20 月	休館日	20 水	[連携]天吹	20 土	[連携]ゴッタン
21 火		21 木		21 日	
22 水	県視連定期総会	22 金		22 月	休館日
23 木		23 土	[連携]第一工大	23 火	
24 金		24 日		24 水	
25 土	[連携]第一工大	25 月	休館日	25 木	
26 日		26 火		26 金	
27 月	休館日	27 水	[連携]天吹	27 土	[連携]第一工大 [連携]修了生講座
28 火		28 木		28 日	
29 水	昭和の日	29 金	県視連専門部会	29 月	メディア研修支援（薩摩川内市） 休館日
30 木		30 土		30 火	
		31 日			

[連携]…かごしま県民大学連携講座・とことんまなぶー講座，修了生講座：人材育成修了者による講座，第一工大：第一工業大学，天吹：韻天流天吹，ゴッタン：ゴッタン成音会

7月		8月		9月	
日付	行事	日付	行事	日付	行事
1 水		1 土	[連携]鹿純短	1 火	
2 木		2 日	県民大学講座（交セ）	2 水	
3 金		3 月	休館日	3 木	
4 土	県民大学講座（指宿市） [連携]ゴッタン	4 火	自主グループ調整会	4 金	
5 日		5 水	[連携]天吹	5 土	[連携]高専
6 月	休館日	6 木		6 日	県民大学講座（西之表市）
7 火		7 金	[連携]マルチメディア [連携]global	7 月	休館日
8 水	社会教育主事等研修会	8 土		8 火	
9 木	社会教育主事等研修会	9 日	県民大学講座（錦江町）	9 水	
10 金	社会教育主事等研修会	10 月	山の日	10 木	
11 土	[連携]鹿純短	11 火	休館日	11 金	
12 日		12 水		12 土	
13 月	休館日	13 木		13 日	映画祭九州ブロック審査会
14 火		14 金	[連携]global	14 月	休館日
15 水	[連携]天吹	15 土		15 火	
16 木		16 日		16 水	
17 金		17 月	休館日	17 木	
18 土	[連携]ゴッタン	18 火		18 金	
19 日	かごしま青年塾 県民大学講座（さつま町）	19 水		19 土	
20 月	休館日	20 木	県民大学講座（屋久島町）	20 日	[連携]放送大
21 火		21 金	[連携]global 教育メディア担当者会 タブレット・スマホで情報発信	21 月	敬老の日
22 水		22 土	[連携]第一工大 [連携]鹿純短	22 火	秋分の日
23 木	海の日	23 日	県民大学講座（交セ）	23 水	休館日
24 金	スポーツの日	24 月	休館日	24 木	
25 土	[連携]第一工大 [連携]鹿純短 [連携]ゴッタン	25 火		25 金	教材選定委員会
26 日		26 水		26 土	かごしま青年塾
27 月	休館日	27 木		27 日	かごしま青年塾
28 火		28 金		28 月	休館日
29 水		29 土	[連携]鹿純短	29 火	
30 木		30 日		30 水	
31 金		31 月	休館日		

鹿純短：鹿児島純心短期大学，（交セ）：交流センター，マルチメディア：鹿児島県マルチメディア教育研究会，global：NPO法人global，高専：鹿児島工業高等専門学校，放送大：放送大学

10月		11月		12月	
日付	行事	日付	行事	日付	行事
1 木		1 日	県民大学講座（交ゼ）	1 火	
2 金		2 月	休館日	2 水	
3 土		3 火	文化の日	3 木	
4 日		4 水	自主グループ調整会	4 金	
5 月	休館日	5 木		5 土	
6 火		6 金		6 日	[連携]鹿大病院
7 水		7 土		7 月	休館日
8 木		8 日		8 火	
9 金		9 月	休館日	9 水	
10 土		10 火		10 木	
11 日	[連携]放送大	11 水	[連携]鹿体大	11 金	
12 月	休館日	12 木		12 土	県民大学講座（薩摩川内市）
13 火		13 金		13 日	
14 水		14 土	[連携]高専	14 月	休館日
15 木		15 日	県民大学講座（知名町）	15 火	ふれあい展示・設営日
16 金		16 月	休館日	16 水	ふれあい展示 (16日～27日)
17 土	県民大学講座（徳之島町②）	17 火		17 木	
18 日		18 水	[連携]鹿体大	18 金	
19 月	休館日	19 木	県民大学講座（枕崎市）	19 土	[連携]修了生講座
20 火		20 金	自作視聴覚教材コンクール審査会	20 日	かごしま青年塾
21 水		21 土		21 月	休館日
22 木		22 日		22 火	
23 金		23 月	勤労感謝の日	23 水	
24 土		24 火	休館日	24 木	
25 日	かごしま青年塾	25 水	[連携]鹿体大	25 金	
26 月	休館日	26 木		26 土	
27 火		27 金		27 日	
28 水		28 土		28 月	休館日
29 木		29 日	かごしま青年塾	29 火	
30 金		30 月	休館日	30 水	
31 土	[連携]修了生講座			31 木	

鹿体大：鹿屋体育大学，鹿大病院：鹿児島大学病院

1月		2月		3月	
日付	行事	日付	行事	日付	行事
1 金	元日	1 月	休館日	1 月	休館日
2 土		2 火		2 火	
3 日		3 水		3 水	
4 月	休館日	4 木		4 木	
5 火		5 金	[連携]県視研	5 金	
6 水		6 土	親視会・08会 [連携]修了生講座	6 土	
7 木		7 日	[連携]放送大	7 日	
8 金		8 月	休館日	8 月	休館日
9 土		9 火	ふれあい展示・設営日	9 火	
10 日		10 水	ふれあい展示 (10日~21日)	10 水	
11 月	成人の日	11 木	建国記念の日	11 木	
12 火	休館日	12 金		12 金	
13 水		13 土	ふれあいメディアフェスティバル [連携]国際大	13 土	
14 木		14 日		14 日	
15 金		15 月	休館日	15 月	休館日
16 土	自作視聴覚教材コンクール表彰式	16 火		16 火	
17 日		17 水		17 水	
18 月	休館日	18 木		18 木	
19 火		19 金		19 金	
20 水		20 土		20 土	春分の日
21 木		21 日	[連携]放送大	21 日	
22 金		22 月	休館日	22 月	休館日
23 土	[連携]高専	23 火	天皇誕生日	23 火	
24 日		24 水		24 水	
25 月	休館日	25 木		25 木	
26 火		26 金		26 金	
27 水		27 土		27 土	
28 木		28 日		28 日	
29 金				29 月	休館日
30 土				30 火	
31 日				31 水	

県視研：鹿児島県視聴覚教育研究協議会，国際大：鹿児島国際大学

V 施設利用状況（令和元年度）

1 施設利用

(1) かごしま県民交流センター(生涯学習関係利用者)

(人)

月	5 F 視聴覚フロア				2 F	5 F 以外	2 F・6 F	総 計
	研修講座	来所研修	来所相談	ライブラリー	来所相談	研修講座	展示スペース 情報サロン ギャラリー	
4月	0	86	14	38	27	28	2,039	2,232
5月	12	99	6	33	22	79	2,761	3,012
6月	7	65	13	26	53	1,110	2,337	3,611
7月	0	111	14	30	43	235	2,481	2,914
8月	34	74	16	18	49	438	3,878	4,507
9月	0	100	8	6	29	235	2,449	2,827
10月	11	60	9	23	33	728	2,308	3,172
11月	18	85	24	33	33	881	2,985	4,059
12月	0	67	22	12	24	285	2,163	2,573
1月	0	79	22	13	10	43	2,692	2,859
2月	0	58	12	8	25	387	3,049	3,539
3月	0	10	20	9	7	0	1,795	1,841
合 計	82	894	180	249	355	4,449	30,937	37,146

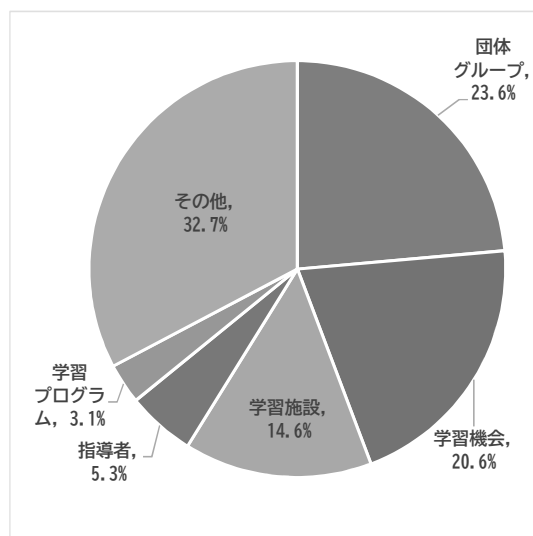
(2) 視聴覚教材

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間合計
貸出 本数	195	182	223	209	262	225	202	194	178	216	210	219	2,515
利用 人数	7,285	5,256	8,159	5,322	8,128	12,192	4,706	16,196	7,581	9,864	6,468	3,904	95,061

2 生涯学習相談

(件)

相談内容	係	来所	電話	計	割合(%)
学習施設に 関すること	学習推進	158	73	231	14.6
	学習情報	0	6	6	
	小計	158	79	237	
指導者に 関すること	学習推進	19	64	83	5.3
	学習情報	0	3	3	
	小計	19	67	86	
学習機会に 関すること	学習推進	94	236	330	20.6
	学習情報	0	5	5	
	小計	94	241	335	
学習プログラム に 関すること	学習推進	8	17	25	3.1
	学習情報	0	26	26	
	小計	8	43	51	
団体・グループ に 関すること	学習推進	14	10	24	23.6
	学習情報	55	304	359	
	小計	69	314	383	
その他	学習推進	62	130	192	32.7
	学習情報	125	214	339	
	小計	187	344	531	
計	学習推進	355	530	885	100.0
	学習情報	180	558	738	
	小計	535	1,088	1,623	



※割合の小計は小数第2位を四捨五入しているため合計の100%と一致していません。

(関係資料)

かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例

平成14年10月15日

条例第69号

(設置)

第1条 県民の生涯学習、国際交流、男女共同参画の推進、介護の知識等の習得及び共生・協働の地域社会づくりに関する活動その他の県民の自主的な活動を促進するとともに、県民に交流の場を提供するための公の施設として、かごしま県民交流センター（以下「県民交流センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 県民交流センターは、鹿児島市に置く。

(施設)

第3条 県民交流センターに県民の生涯学習の促進及び視聴覚教育の振興のための中核的な施設としてかごしま県民大学中央センターを置く。

- 2 県民交流センターに県民の国際交流及び国際協力に関する活動を支援するための中核的な施設として鹿児島県国際交流プラザを置く。
- 3 県民交流センターに県民の男女共同参画の推進に関する活動を支援するための中核的な施設として鹿児島県男女共同参画センターを置く。
- 4 県民交流センターに県民の介護に関する知識及び技術の習得を支援するための中核的な施設として鹿児島県介護実習・普及センターを置く。
- 5 県民交流センターに県民の共生・協働の地域社会づくりに関する活動を支援するための中核的な施設として鹿児島県共生・協働センターを置く。

(使用の許可等)

第4条 県民交流センターの施設（これに附属する設備及び備品を含む。以下同じ。）で別表に掲げるものを使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた者が当該許可の内容を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 知事は、県民交流センターの管理上必要と認めるときは、前項の許可（以下「使用許可」という。）に条件を付することができる。
- 3 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該使用許可に係る施設（以下「許可施設」という。）の使用を中止し、又は終了したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。
- 4 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を与えないことができる。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 県民交流センターの施設、展示品又は植栽物（以下「施設等」と総称する。）を損傷するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、県民交流センターの管理上支障があると認められるとき。

(使用許可の取消し等)

第5条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の全部若しくは一部を取り消し、若しくはその内容を変更し、又は許可施設の使用の中止を命ずることができる。

- (1) 使用者が使用許可の内容又は使用許可に付された条件に違反したとき。
- (2) 使用者がこの条例の規定に違反したとき。
- (3) 使用者が不正の手段によって使用許可を受けたとき。
- (4) 公益上特に必要があると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、県民交流センターの管理上特に必要があると認めるとき。

2 知事が前項の規定による処分をした場合において、当該処分により使用者に損害が生じても、県は、その賠償の責めを負わないものとする。ただし、同項第4号又は第5号に該当することにより当該処分がなされた場合は、この限りでない。

(使用料)

第6条 許可施設の使用については、別表に定める使用料を徴収する。

2 前項の使用料は、知事が特別の理由があると認めた場合を除き、前納しなければならない。

3 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を返還する。

(1) 前条第1項第4号又は第5号に該当することにより使用許可が取り消されたとき。

(2) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により許可施設の使用が不能となったとき。

(3) 使用者が使用開始前に使用許可の取消しを申し出て、知事がこれを認めたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、知事が特別の理由があると認めたとき。

(使用料の減免)

第7条 知事は、公益上の理由その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(行為の禁止)

第8条 県民交流センターにおいては、何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 施設等を損傷し、汚損し、又は滅失する行為

(2) たき火その他危険な行為

(3) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為

(4) 前3号に掲げるもののほか、県民交流センターの管理上支障となる行為

2 知事は、前項各号に掲げる行為を行った者に対し、当該行為を制止し、又は県民交流センターからの退去を命ずることができる。

(施設等の原状変更の禁止)

第9条 使用者その他県民交流センターを利用する者は、施設等の原状を変更してはならない。ただし、あらかじめ知事の承認を受けたときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により施設等の原状を変更した者は、知事の指示に従い、施設等の使用終了後直ちに原状に回復しなければならない。

(行為の制限)

第10条 県民交流センターにおいて、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 物品販売、募金その他これらに類する行為をすること。

(2) 展示会、集会その他これらに類する催しを開催すること。

2 知事は、県民交流センターの管理上必要と認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

3 第1項の許可を受けた者は、当該行為を中止し、又は終了したときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

(損害賠償)

第11条 第8条第1項各号に掲げる行為を行った者が当該行為により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。第9条の規定に違反して施設等の原状を変更し、又は原状回復を怠った者も、同様とする。

(罰則)

第12条 偽りその他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第4条第1項の規定に違反して県民交流センターの施設を使用した者
- (2) 第8条第2項の規定による知事の制止に従わず、又は命令に違反した者
- (3) 第9条の規定に違反して施設等の原状を変更し、又は原状回復を怠った者
- (4) 第10条第1項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者

(規則への委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 鹿児島県立視聴覚センター設置条例（昭和54年鹿児島県条例第27号）
- (2) 鹿児島県国際交流プラザの設置及び管理に関する条例（平成2年鹿児島県条例第29号）

3 鹿児島県公の施設に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第13号）の一部を次のように改正する。
第2条中「第96条第1項第10号」を「第96条第1項第11号」に改める。

別表第1中 「

霧島国際音楽ホール	2月
-----------	----

」 を 「

霧島国際音楽ホール	2月
かごしま県民交流センター	2月

」
に改める。

別表第1中 「

霧島国際音楽ホール	6月
-----------	----

」 を 「

霧島国際音楽ホール	6月
かごしま県民交流センター	6月

」
に改める。

別表（第4条、第6条関係）

以下省略

附 則（平成18年3月28日条例第19号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月20日条例第13号）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

2 改正後のかごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月28日条例第11号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第19号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(かごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

6 第15条の規定による改正後のかごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後の使用許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年10月14日条例第37号)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表の1の表の改正規定(同表中ホールの項の次に次のように加える部分を除く。)及び次項の規定は、公布の日から施行する。(平成29年3月規則第11号で、同29年8月1日から施行)

2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定に限る。以下この項において同じ。)の施行の際現に改正前のかごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例の規定によりパソコン研修室第1又はパソコン研修室第2の使用許可を受けている者は、それぞれこの条例の施行の日に、改正後のかごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例の規定により小研修室第3又は中研修室第3の使用許可を受けたものとみなす。この場合において、当該使用許可を受けたものとみなされる者に係る使用料は、同条例別表の1の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成31年3月22日条例第22号)

1 この条例中第1条及び次項の規定は平成31年4月1日から、第2条及び附則第3項の規定は同年10月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後のかごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、平成31年4月1日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後のかごしま県民交流センターの設置及び管理に関する条例別表の規定は、平成31年10月1日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

